

一斉改選にかかる民生委員児童委員引継ぎ実態調査 報告書

北海道民生委員児童委員連盟

1. はじめに

令和元年12月に民生委員児童委員（以下「民生委員」）の一斉改選を迎えます。今までの改選期の傾向では、札幌市を除く道内の市町村において約2,000名の民生委員の交代がありますが、時代の流れとともに民生委員への期待が大きくなるなかにあつて、前任委員から新任委員への引き継ぎ事項も増加していることが推察されます。

このたび、道内の市町村民児協における新任委員への引継ぎ実態を明らかにすることで、民児協が果たすべき新任委員への支援等について検討することを目的に、民児協における引継ぎの実態に関して調査を実施しました。関連して、新任委員への引継ぎが、一斉改選や中途退任者数に及ぼす影響についても分析し、その結果を考察も含めて報告します。

2. 調査実施概要

(1) 調査対象

- ① 法定単位民生委員児童委員協議会 420 か所
- ② 市連合民生委員児童委員協議会 27 か所

(2) 調査時期等

- ① 調査期間 令和元年(2019年)5月1日～6月30日
- ② 調査時点 平成31年(2019年)4月1日

(3) 調査方法

各市町村民児協に対して調査票を送付し回収。

(4) 調査項目

- ① 引継ぎマニュアルや要領の有無
- ② 引継ぎの形態
- ③ 引継ぎ書類

(5) 回答数

	法定単位民児協	市連合民児協
全道	352 (83.8%)	24 (88.9%)
市	250 (91.2%)	—
町 村	102 (68.9%)	—

※()は回答率

3. 調査結果概要①（単位民児協）

(1) 法定単位民児協における引継ぎマニュアルや要領の有無について

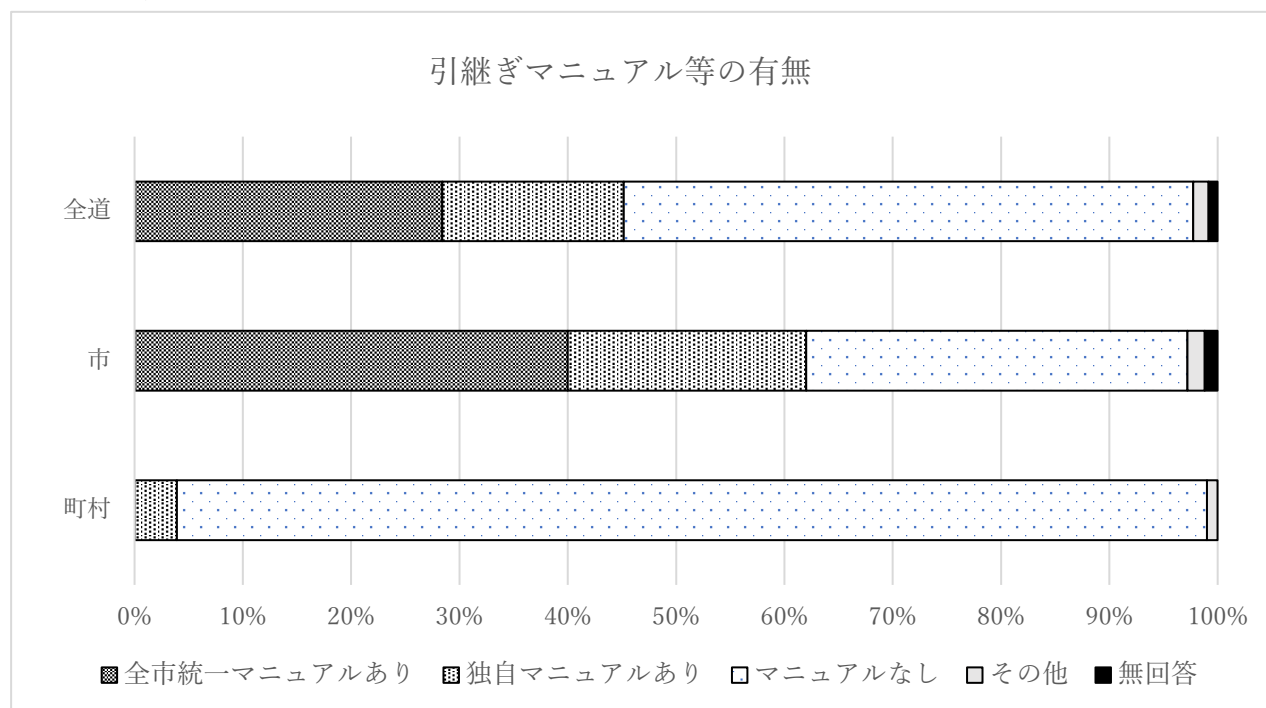
【表1：単位民児協における引継ぎマニュアル等の有無】

内 容	全 道	内 訳	
		市	町村
ア. 全市統一のマニュアル（要領）がある	100 (28.4%)	100 (40.0%)	—
イ. 単位民児協独自でマニュアル（要領）がある	42 (11.9%)	38 (15.2%)	4 (3.9%)
ウ. 全市統一のマニュアルが示されているも、単位民児協でも独自でマニュアル（要領）がある	17 (4.8%)	17 (6.8%)	—
エ. マニュアル（要領）はない	185 (52.6%)	88 (35.2%)	97 (95.1%)
オ. その他	5 (1.4%)	4 (1.6%)	1 (1.0%)
無回答	3 (0.9%)	3 (1.2%)	—
合 計	352	250	101

この設問は、現時点において新任委員への引継ぎにあたってのマニュアル等の有無について伺ったものです。いずれか形態で引継ぎのマニュアル等が存在するのは159民児協（45.1%）、逆に存在しないのは185民児協（52.6%）という結果となりました。

市と町村の内訳をみると、市の単位民児協の62.0%はマニュアル等が存在することに対し、町村の単位民児協では3.9%しかマニュアル等が存在しないことから、その違いが顕著に表れています。一方で、市の単位民児協においては、市連合民児協が作成したマニュアル等による引継ぎが大多数となっており、新任委員への引継ぎにおける連合民児協の果たす役割は大きいものと考えられます。

【図1：単位民児協における引継ぎマニュアル等の有無】

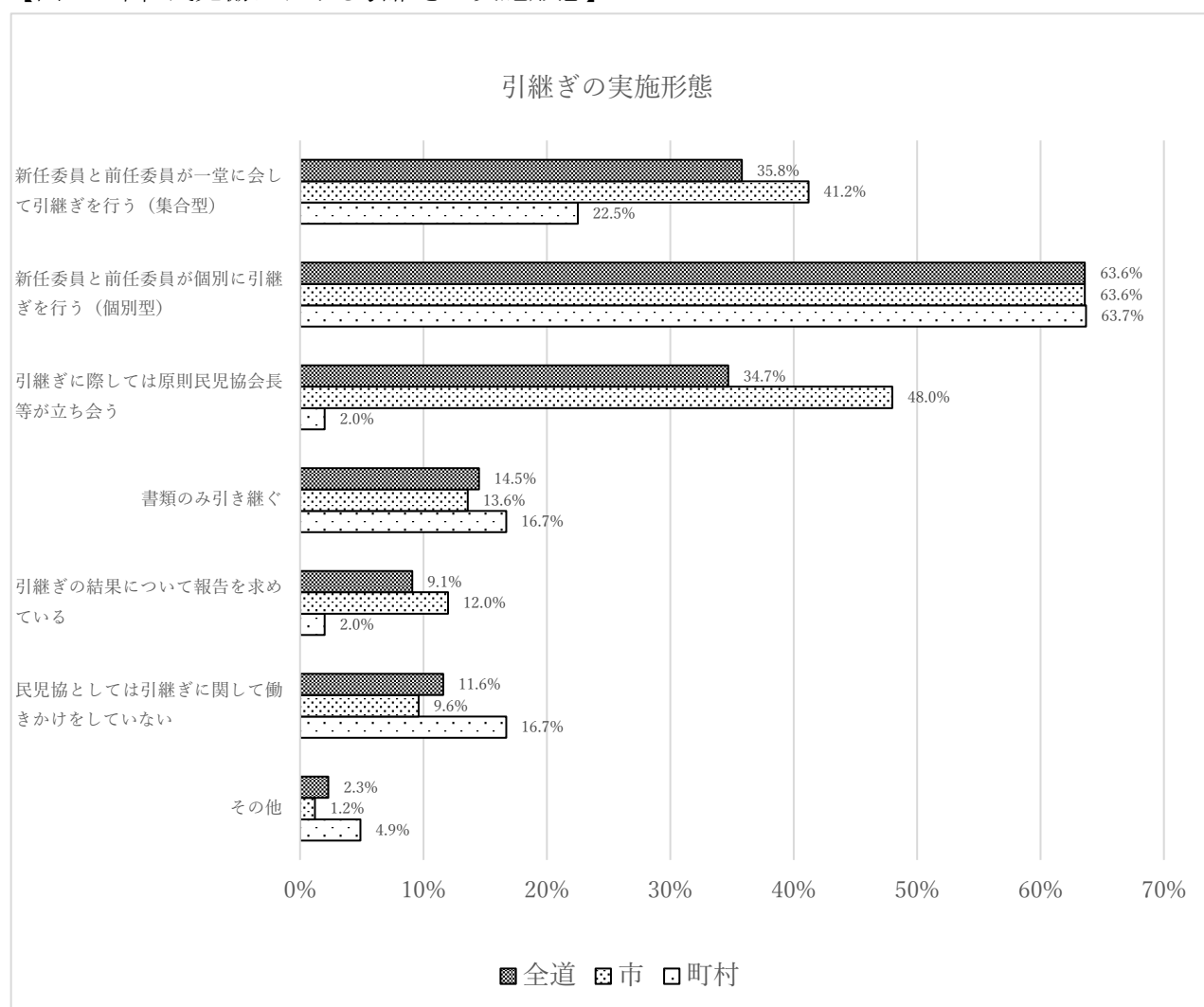


(2) 法定単位民児協における引継ぎの実施形態について

【表 2：単位民児協における引継ぎの実施形態（複数回答）】

内 容	全 道	内 訳	
		市	町村
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集合型）	1 2 6 (35.8%)	1 0 3 (41.2%)	2 3 (22.5%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）	2 2 4 (63.6%)	1 5 9 (63.6%)	6 5 (63.7%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長（または副会長）が立ち会う	1 2 2 (34.7%)	1 2 0 (48.0%)	2 (2.0%)
エ. 書類のみ引き継ぐ（会長経由の書類引き継ぎも含む）	5 1 (14.5%)	3 4 (13.6%)	1 7 (16.7%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	3 2 (9.1%)	3 0 (12.0%)	2 (2.0%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない（引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている）	4 1 (11.6%)	2 4 (9.6%)	1 7 (16.7%)
キ. その他	8 (2.3%)	3 (1.2%)	5 (4.9%)
合 計	6 0 4	4 7 3	1 3 1

【図 2：単位民児協における引継ぎの実施形態】



この設問は、新任委員への引継ぎにあたって実施形態について複数回答で伺ったものです。新任委員への引継ぎの実際としては、対象となる新任委員の人数により、個別型や集合型など、その実施形態を変えて行われる実態があるようです。全道では、個別引継ぎが全体の 63.6%となっており、定例会等を活用した集合型の引継ぎは 35.8%の民児協で実施されています。集合型の引継ぎ形態を採用している民児協は、比較的、市の単位民児協に多く見られる傾向となっており、町村と比較して委員総数が多いことに起因していると考えられます。

市と町村の引継ぎ形態を比較すると、民児協会長の立ち合いや引継ぎ結果の報告を求める点において大きな違いが示されており、特に、引継ぎへの会長等の立ち合いは 46.0 ポイントの差異があります。

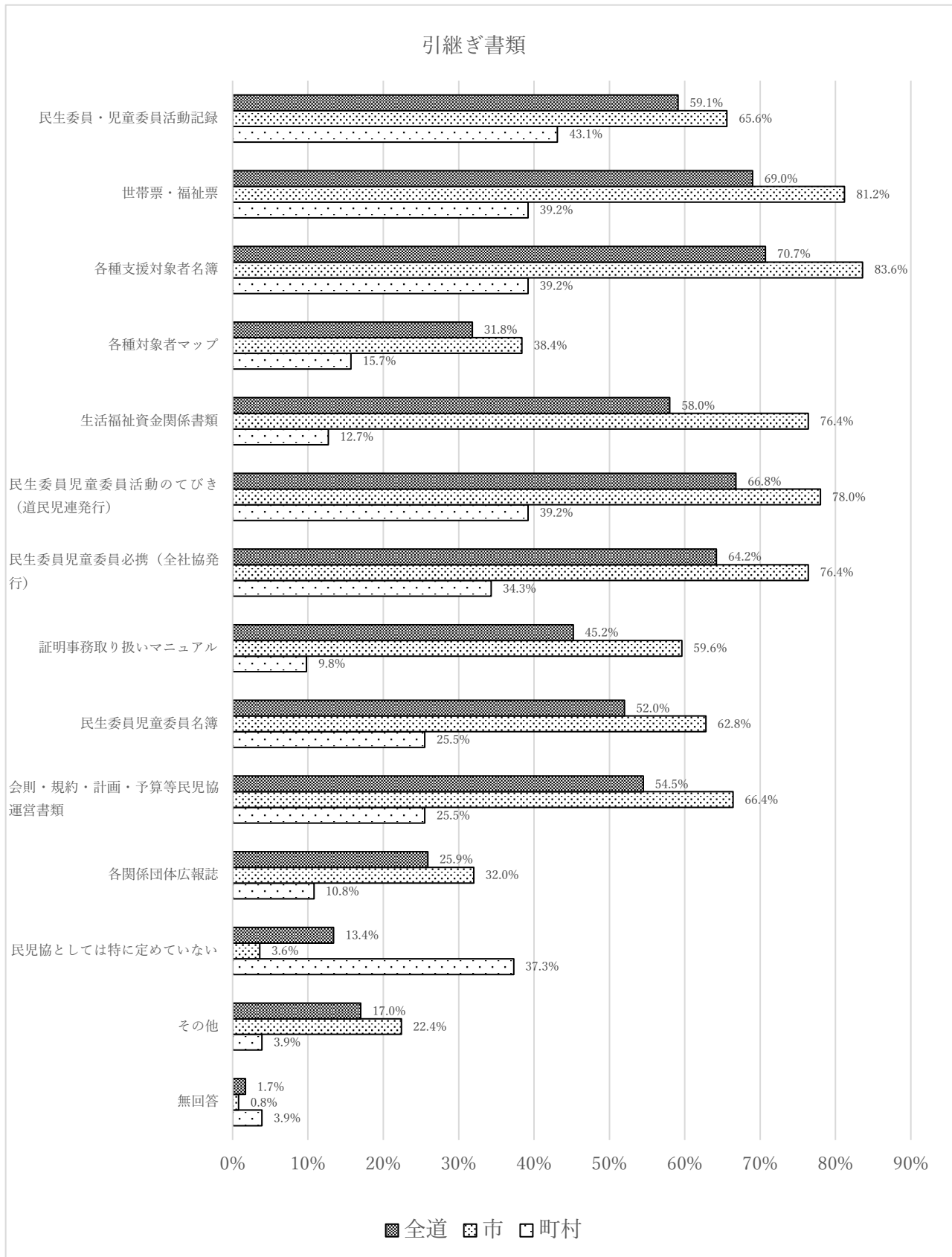
また、「民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない」という回答は全体の 11.6%を占めており、約 1 割の民児協が、新任委員に対する引継ぎの具体的な取り組みをしていないことが明らかになりました。

(3) 法定単位民児協における引継ぎ書類について

【表 3：単位民児協における引継ぎ書類（複数回答）】

内 容	全 道	内 訳	
		市	町村
ア. 民生委員・児童委員活動記録	2 0 8 (59.1%)	1 6 4 (65.6%)	4 4 (43.1%)
イ. 世帯票（福祉票）・児童票等	2 4 3 (69.0%)	2 0 3 (81.2%)	4 0 (39.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支援対象者名簿	2 4 9 (70.7%)	2 0 9 (83.6%)	4 0 (39.2%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	1 1 2 (31.8%)	9 6 (38.4%)	1 6 (15.7%)
オ. 生活福祉資金関係書類（借受世帯援助記録表、生活福祉資金ガイド他）	2 0 4 (58.0%)	1 9 1 (76.4%)	1 3 (12.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき（道民児連発行）	2 3 5 (66.8%)	1 9 5 (78.0%)	4 0 (39.2%)
キ. 民生委員児童委員必携（全社協発行）	2 2 6 (64.2%)	1 9 1 (76.4%)	3 5 (34.3%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	1 5 9 (45.2%)	1 4 9 (59.6%)	1 0 (9.8%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	1 8 3 (52.0%)	1 5 7 (62.8%)	2 6 (25.5%)
コ. 会則・規約、予算決算、事業計画等、民児協運営に関係する書類	1 9 2 (54.5%)	1 6 6 (66.4%)	2 6 (25.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	9 1 (25.9%)	8 0 (32.0%)	1 1 (10.8%)
シ. 民児協としては特に定めていない	4 7 (13.4%)	9 (3.6%)	3 8 (37.3%)
ス. その他	6 0 (17.0%)	5 6 (22.4%)	4 (3.9%)
無回答	6 (1.7%)	2 (0.8%)	4 (3.9%)

【図3：単位民児協における引継ぎ書類】



この設問は、新任委員への引継書類について、その内容を複数回答で伺ったものです。全道的に、新任委員へ最も引き継がれている書類は、高齢者や障がい者等の各種支援対象者名簿であり 70.7%の民児協で引き継ぎが行われ、次いで、世帯票や福祉票が 69.0%、道民児連が発行している「民生委員児童委員活動のてびき」が 66.8%の順で多くなっています。道民児連では「住民支え合いマップ」の取り組みを重点事業として推進していますが、住民支え合いマップを含む支援対象者マップの引き継ぎは 31.8%に留まっています。この理由は、表 4 で示すとおり、活動として各種マップづくりに取り組んでいる民児協が少ないことに起因しているものと考えられます。

【表 4：各種支援対象者別マップの作成割合】

マップ種別	実施割合
要介護高齢者等	3.2%
子ども	0.9%
障がい者	2.0%
住民支え合いマップ	5.9%

※道民児連：平成 28 年度市町村民児協基本調査より

証明事務取り扱いマニュアルについても、引き継ぎされている割合 45.2%と、比較的低い結果となっています。証明事務取り扱いマニュアルは、道民児連が平成 21 年度に発行して以来、冊子としての配布は行っておらず、道民児連ホームページからのダウンロードしてもらう取り扱いにしていることが要因にあると考えられます。このことを背景として、函館市では市連合民児協により独自の証明事務取り扱いマニュアルを作成しています。また、民生委員活動の実際からみた場合、福祉行政報告例によると、平成 28 年度における北海道の証明事務取り扱い件数は 15,445 件、一人当たり年間 1.5 件の実績に留まっています。他の活動に比べ、圧倒的に取り扱い件数が少ないことも要因として考えられます。

民生委員児童委員名簿の引き継ぎは 52.0%、会則・規約等の組織運営に関する書類が 54.5%に留まっています。これは、これらの書類は前任者からの引き継ぎを行わず、新規で新任委員に配布する民児協が多数存在することに起因しています。

引き継ぐ書類について、「民児協として特に定めていない」という回答が 13.4%となっており、この数値は、前述の「民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない」という回答 (11.6%) と近似値を示しています。引継ぎに関して働きかけをしていない 41 民児協のうち、引き継ぎ書類を特に定めていない民児協は 18 民児協ありました。つまり、全道でみると、引き継ぎに関して一切の取り組みをしてない民児協が 5.1%にのぼることが明らかとなりました。

4. 調査結果概要②（市連合民児協）

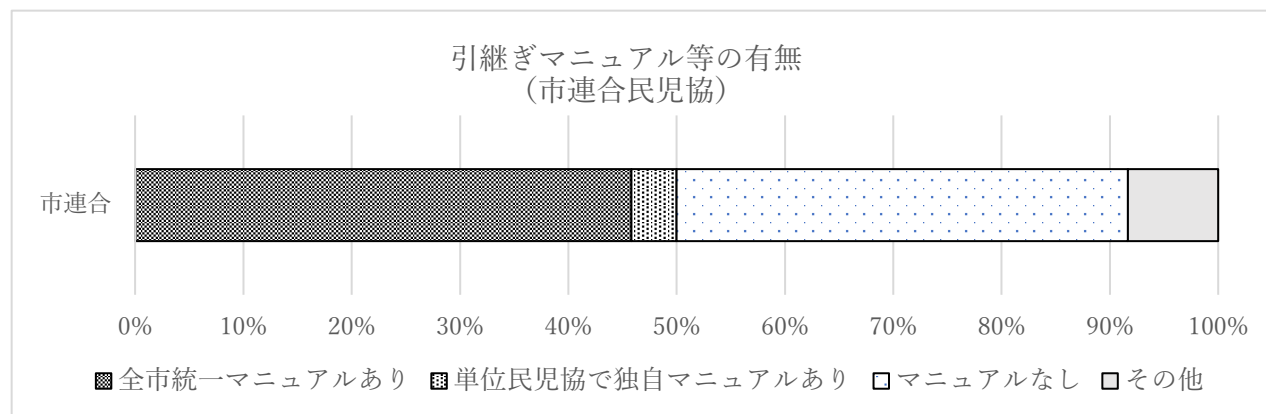
(1) 市連合民児協における引継ぎマニュアルや要領の有無について

【表5：市連合民児協における引継ぎマニュアル等の有無】

内 容	市連合
ア. 全市統一のマニュアル（要領）を作っている	11 (45.8%)
イ. 単位民児協ごとにマニュアル（要領）を作っている	1 (4.2%)
ウ. マニュアル（要領）は作っていない	10 (41.7%)
エ. その他	2 (8.3%)
合 計	24

この設問は、複数の法定単位民児協を設置している市の連合民児協に対して、新任委員への引継ぎにあたってのマニュアル等の有無について伺ったものです。いずれか形態で引継ぎのマニュアル等が存在するのは12民児協（50.0%）であり、逆に存在しないのは10民児協（41.7%）という結果となりました。また、「エ. その他」と回答した民児協においても、「引継ぎ（書類）リストを作成している」ことから、連合民児協としての単位民児協に働きかけ等をしているのは、14民児協（58.3%）にのぼります。このことは、前述の単位民児協を対象とした調査でも示したとおり、市連合民児協が引継ぎに関して大きな役割を果たしているといえます。

【図4：市連合民児協における引継ぎマニュアル等の有無】



(2) 市連合民児協における引継ぎの実態について

【表 6-1：単位民児協の引き継ぎ実施形態】

内 容	市連合
ア. 全市において、統一携帯で実施している	6 (25.0%)
イ. 単位民児協ごとに引き継ぎ形態は異なる	17 (70.8%)
無回答	1 (4.2%)
合 計	24

【表 6-2：市連合民児協の統一実施形態（複数回答／統一実施の市のみ回答）】

内 容	市連合
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集合型）	4 (66.7%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）	5 (83.3%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長（または副会長）が立ち会う	4 (66.7%)
エ. 書類のみ引き継ぐ（会長経由の書類引き継ぎも含む）	3 (50.0%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	0 (0.0%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない（引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている）	0 (0.0%)
キ. その他	0 (0.0%)
無回答	1 (2.1%)

この設問は、複数の法定単位民児協を設置している市の連合民児協に対して、引継ぎの実施形態について伺ったものです。全市統一の形態で引継ぎを実施しているのは6民児協(25.0%)であり、単位民児協ごとに引継ぎの形態が異なるのは17民児協(70.8%)という結果でした。

また、全市統一形態で引継ぎを実施している民児協では、集合型の引継ぎの実施比率が66.7%となっており、単位民児協の調査結果と比較して30.9ポイント高い数値を示しています。これは市連合民児協が主導して、新任委員への引継ぎを働きかけているものと考えられます。

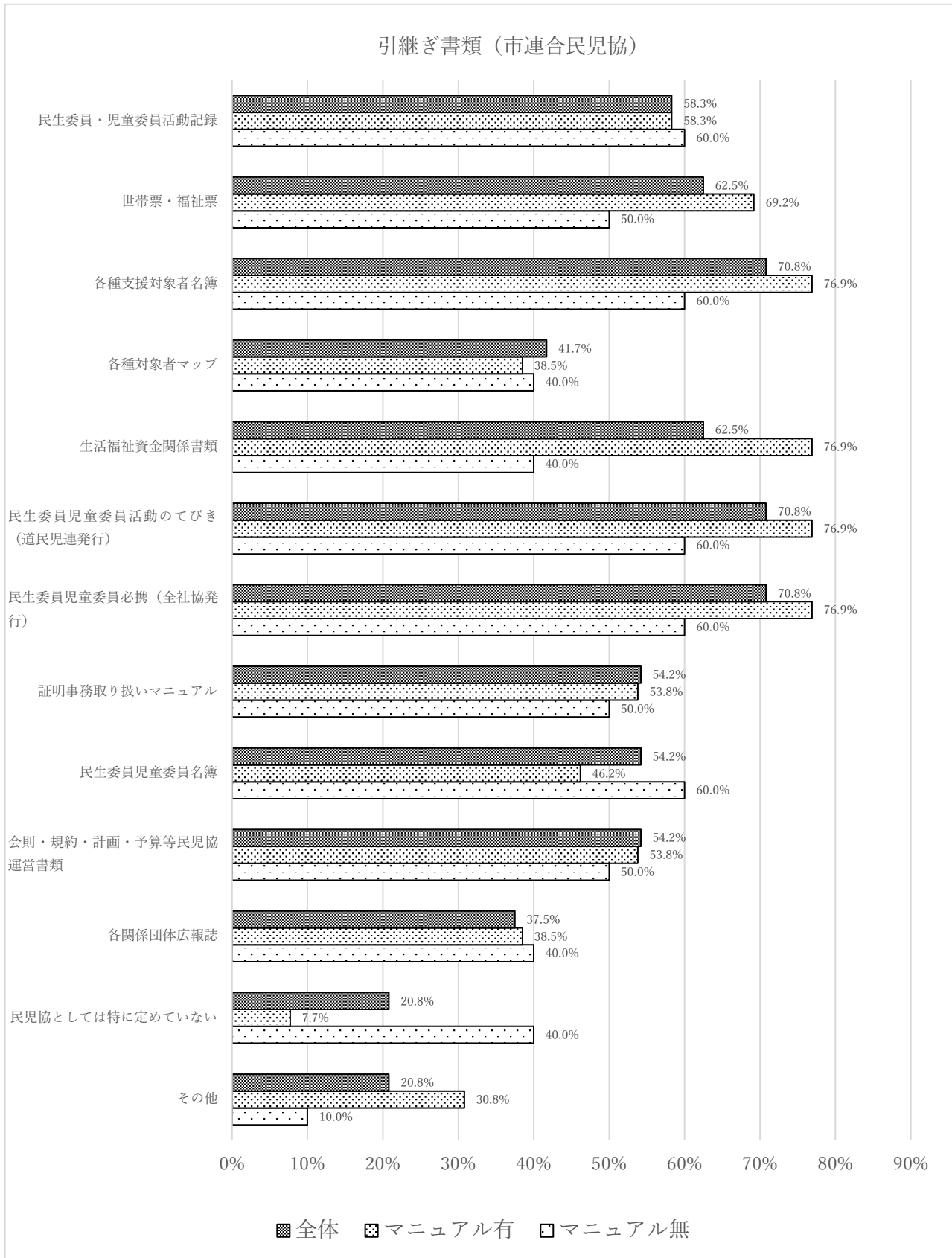
(3) 市連合民児協における引継ぎ書類について

【表 7：市連合民児協における引継ぎ書類（複数回答）】

内 容	市連合 (全体) n=24	市連合 (マニュアル無) n=10	市連合 (マニュアル有) n=13	参考
				市単位
ア. 民生委員・児童委員活動記録	14 (58.3%)	6 (60.0%)	7 (58.3%)	164 (65.6%)
イ. 世帯票（福祉票）・児童票等	15 (62.5%)	5 (50.0%)	9 (69.2%)	203 (81.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支援対象者名簿	17 (70.8%)	6 (60.0%)	10 (76.9%)	209 (83.6%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	10 (41.7%)	4 (40.0%)	5 (38.5%)	96 (38.4%)
オ. 生活福祉資金関係書類（借受世帯援助記録表、生活福祉資金ガイド他）	15 (62.5%)	4 (40.0%)	10 (76.9%)	191 (76.4%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき（道民児連発行）	17 (70.8%)	6 (60.0%)	10 (76.9%)	195 (78.0%)
キ. 民生委員児童委員必携（全社協発行）	17 (70.8%)	6 (60.0%)	10 (76.9%)	191 (76.4%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	13 (54.2%)	5 (50.0%)	7 (53.8%)	149 (59.6%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	13 (54.2%)	6 (60.0%)	6 (46.2%)	157 (62.8%)
コ. 会則・規約、予算決算、事業計画等、民児協運営に関する書類	13 (54.2%)	5 (50.0%)	7 (53.8%)	166 (66.4%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	9 (37.5%)	4 (40.0%)	5 (38.5%)	80 (32.0%)
シ. 民児協としては特に定めていない	5 (20.8%)	4 (40.0%)	1 (7.7%)	9 (3.6%)
ス. その他	5 (20.8%)	1 (10.0%)	4 (30.8%)	56 (22.4%)

この設問は、新任委員への引継ぎ書類について、その内容を複数回答で伺ったものです。市連合民児協では、高齢者や障がい者等の各種支援対象者名簿、民生委員児童委員活動のてびき、民生委員児童委員必携がいずれも 70.8%の引継ぎの申し合わせをしている状況です。引継ぎマニュアル等を整備している市連合民児協とそうではない民児協を比較すると、全般的に、マニュアル等を整備していない市連合民児協は、引継ぎ書類が少ない傾向があります。連合民児協として引継ぎマニュアル等を整備しておらず、かつ引継ぎ書類も定めていない市連合民児協は 4 民児協（16.6%）となっています。市連合民児協が示す引継ぎ書類と、単位民児協が引き継いでいる書類を比較すると、引継ぎ書類全般にわたって、市単位民児協の方が多数の書類を引き継ぐ傾向があり、市単位民児協では活動の実態に合わせ、引継ぎ書類を選定していることが推察されます。

【図5：連合民児協における引継ぎ書類】



4. 本調査結果と退任者数に関する分析～単位民児協の調査結果から～

(1) 一斉改選退任者および中途退任者数の状況

平成 28 年 12 月の一斉改選では 1,957 名の委員が退任しています。また、前回改選時から令和元年 6 月末時点で、死亡も含め中途退任した委員は 500 名であり、そのうち自己都合により退任した委員は 338 名（中途退任者の 67.6%）という状況です（道民児連会員管理システム調べ）。

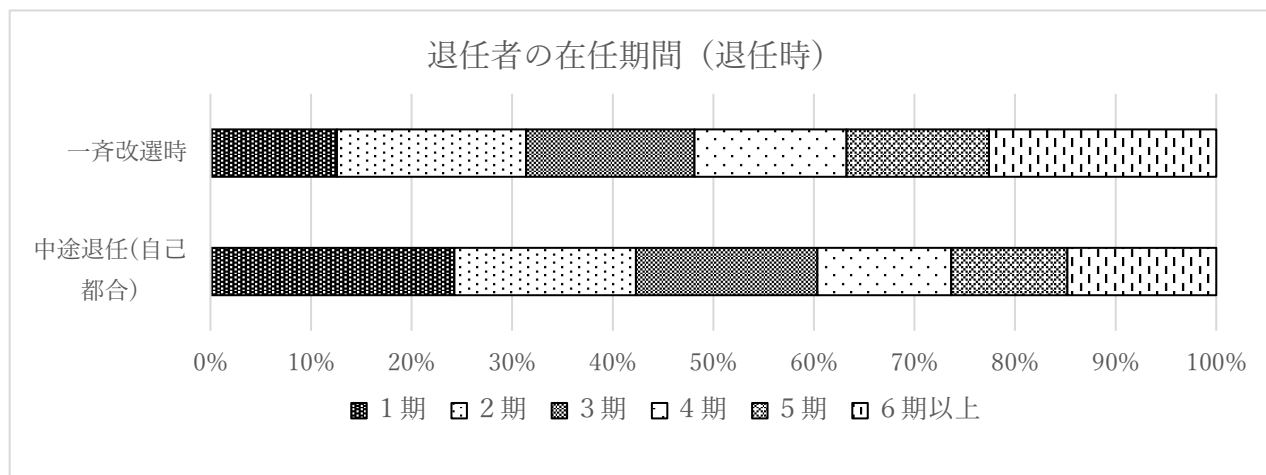
◇退任者の在任期間

退任者の在任期間を見てみると、一斉改選により退任した委員のうち、在任期間が 2 期以下で退任する委員は 31.4%、同様に、自己都合により退任した委員では 42.3%となっており、比較的在任期間の短い委員が退任してしまうこの傾向が、いわゆる“なり手不足”の一要因になっていると考えられます（表 8 及び図 6 参照）。

【表 8：退任者の在任期間（退任時）】

区 分	H28 一斉改選	中途退任(自己都合) (H28.12～R1.6)
1 期 (未満も含む)	2 4 6 (12.6%)	8 2 (24.3%)
2 期	3 6 8 (18.8%)	6 1 (18.0%)
3 期	3 2 8 (16.8%)	6 1 (18.0%)
4 期	2 9 6 (15.1%)	4 5 (13.3%)
5 期	2 7 7 (14.2%)	3 9 (11.5%)
6 期以上	4 4 2 (22.6%)	5 0 (14.8%)
合 計	1, 9 5 7	3 3 8

【図 6：退任者の在任期間（退任時）】



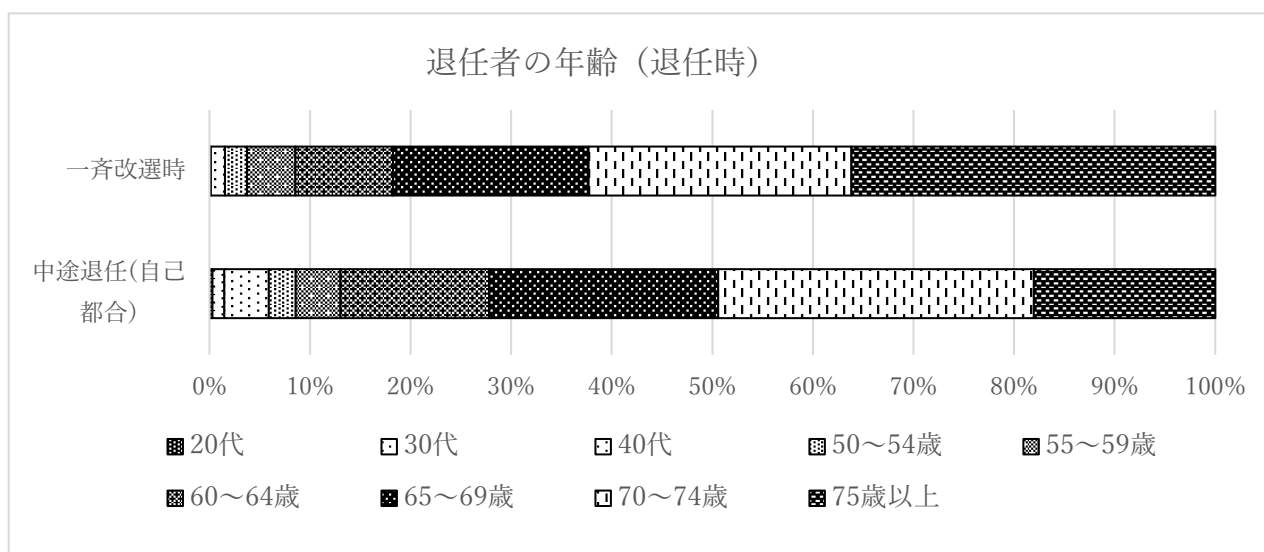
◇退任者の年齢

北海道の選任要領および審査方針において、年齢制限に関して、民生委員は「できる限り75歳未満の者」、主任児童委員は「原則55歳未満の者」と定められていますが、退任時の年齢をみると、一斉改選では63.8%の委員が75歳に到達する前に退任しており、同様に、自己都合による中途退任者では82.0%にのびます（表9及び図7参照）。

【表9：退任者の年齢（退任時）】

区 分	H28 一斉改選	中途退任(自己都合) (H28.12～R1.6)
20代	0 (0.0%)	1 (0.3%)
30代	3 (0.2%)	4 (1.2%)
40代	27 (1.4%)	15 (4.4%)
50～54歳	43 (2.2%)	9 (2.7%)
55～59歳	94 (4.8%)	15 (4.4%)
60～64歳	190 (9.7%)	50 (14.8%)
65～69歳	381 (19.5%)	77 (22.8%)
70～74歳	511 (26.1%)	106 (31.4%)
75歳以上	708 (36.2%)	61 (18.0%)
合 計	1,957	338

【図7：退任者の年齢（退任時）】



◇ 1期以下の退任者の傾向

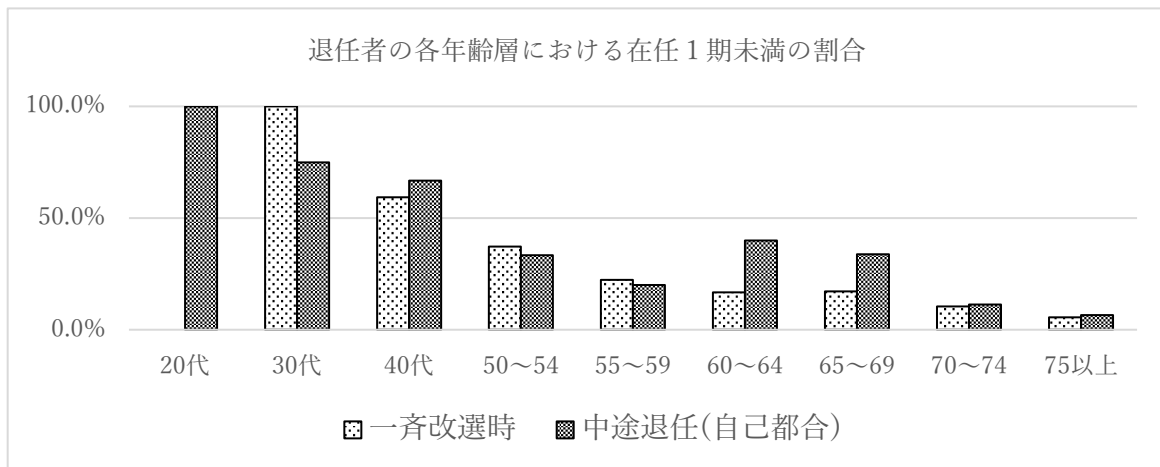
1期以下で退任した委員の年齢層に着目すると、退任者の各年齢層における1期未満退任者の割合は、年齢が低いほど高いことが分かりました。北海道は41.3%の委員が就業している実態（全民児連「全国モニター調査」より）にあり、若年層になればなるほど仕事と活動の両立が困難であることが推察できます（表10及び図8参照）。

【表10：在任1期未満の退任者の年齢（退任時）】

区 分	H28 一斉改選	中途退任(自己都合) (H28.12~R1.6)
20代	0 (0.0%)	1 (100%)
30代	3 (100%)	3 (75.0%)
40代	16 (59.3%)	10 (66.7%)
50～54歳	16 (37.2%)	3 (33.3%)
55～59歳	21 (22.3%)	3 (20.0%)
60～64歳	32 (16.8%)	20 (40.0%)
65～69歳	65 (17.1%)	26 (33.8%)
70～74歳	53 (10.4%)	12 (11.3%)
75歳以上	40 (5.6%)	4 (6.6%)
合 計	246	82

※（ ）は各退任者の年齢層に占める割合

【図8：退任者の各年齢層における在任1期未満の割合（退任時）】



◇退任者の初任年齢と在任期間の関係

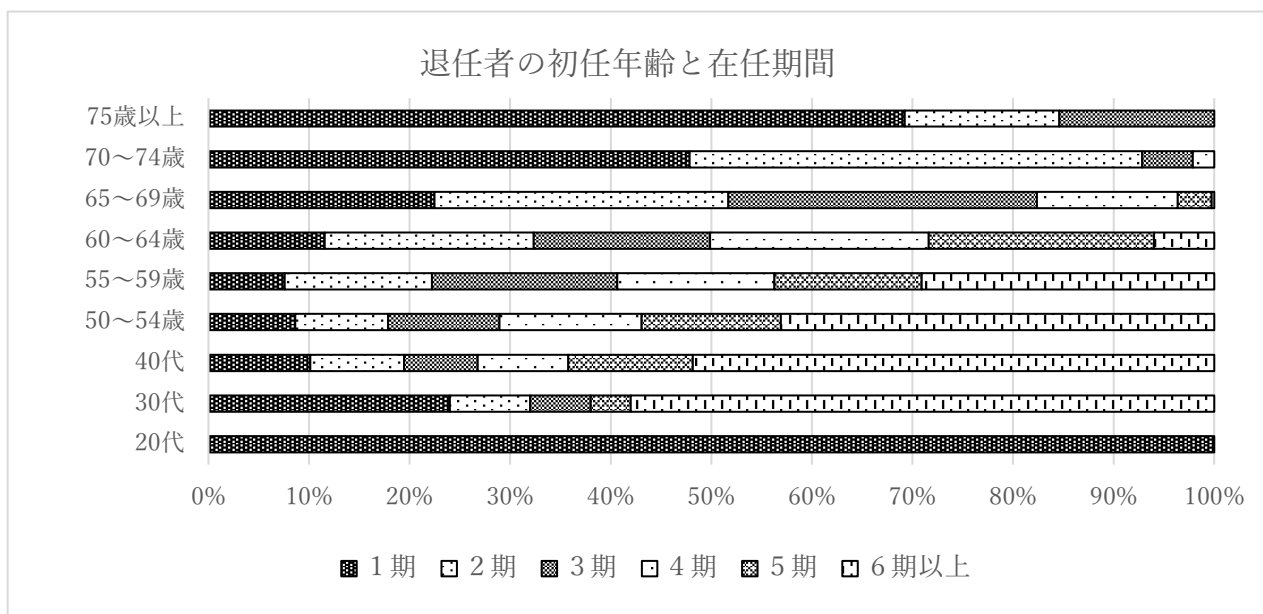
続いて、委員就任時の年齢（以下、「初任年齢」と）、在任期間の関係をみてみます。初任年齢が70歳を超えると、当然のことながら年齢制限の関係から、92.2%の委員が2期以下で退任をしています。

「65～69歳」では51.7%、「60～64歳」では32.2%、「55～59歳」では22.2%、「50～54歳」では17.8%が2期以下で退任しているという状況です。一見すると、初任年齢が低くなるほど早期退任比率が低くなると見受けられますが、「50～54歳」をピークに、40歳代、30歳代になると、再び早期退任比率が高くなります。また、40歳代、50歳代の初任年齢の層が、在任期間が長い傾向にあり、初任年齢が65歳を超えると、在任期間が短期化する傾向も見受けられます。ただ、この統計において、データサンプルの中で最も古い就任年は昭和46年（1971年）、最も新しいのは平成30年（2018年）、その差は47年であることから、各委員の就任時の社会背景が大きく異なることを指摘しなければなりません。統計上は初任年齢が50歳代の委員が在任期間長期化傾向を示していますが、現行においては、自営業や農業従事者の減少、定年延長にともなう就業年齢の高まりの中にあって、今後ますます初任年齢が高年齢化し、伴って委員全体の在任期間が短期化することが強く懸念されます。（表11及び図9参照）

【表11：退任者の初任年齢と在職年数】

区 分	1期	2期	3期	4期	5期	6期以上	合計
20代	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
30代	12 24.0%	4 8.0%	3 6.0%	0 0.0%	2 4.0%	29 58.0%	50 100.0%
40代	36 10.1%	33 9.3%	26 7.3%	32 9.0%	44 12.4%	184 51.8%	355 100.0%
50～54歳	28 8.6%	30 9.2%	36 11.1%	46 14.2%	45 13.8%	140 43.1%	325 100.0%
55～59歳	32 7.6%	62 14.7%	78 18.4%	66 15.6%	62 14.7%	123 29.1%	423 100.0%
60～64歳	85 11.5%	153 20.8%	129 17.5%	160 21.7%	165 22.4%	44 6.0%	736 100.0%
65～69歳	93 22.5%	121 29.2%	127 30.7%	58 14.0%	14 3.4%	1 0.2%	414 100.0%
70～74歳	67 47.9%	63 45.0%	7 5.0%	3 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	140 100.0%
75歳以上	9 69.2%	2 15.4%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合 計	363	468	408	365	332	521	2457

【図9：退任者の初任年齢と在任期間】



◇中途退任者の退任理由

最後に、中途退任者の具体的な退任理由をみてみます。道民児連では当該データを把握していないので、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門部会（札幌市、函館市、旭川市を除く）において報告のあった退任理由からその状況を整理します。

中途退任の理由で最も多いのが、「その他」で39.9%、次いで、「病気・けが等」が28.4%、「死亡」が16.7%となっています。この統計から見てくることは、死亡も含めて、転出、病気やけがなど、明確な事由により民生委員活動の継続が困難となり退任するケースは全体の6割を占めるということです。逆に、「その他」を理由等している中途退任者は、その理由が明確ではありませんが、民生委員の在任のモチベーションが保てなくなったと整理して差し支えないものと考えられます。

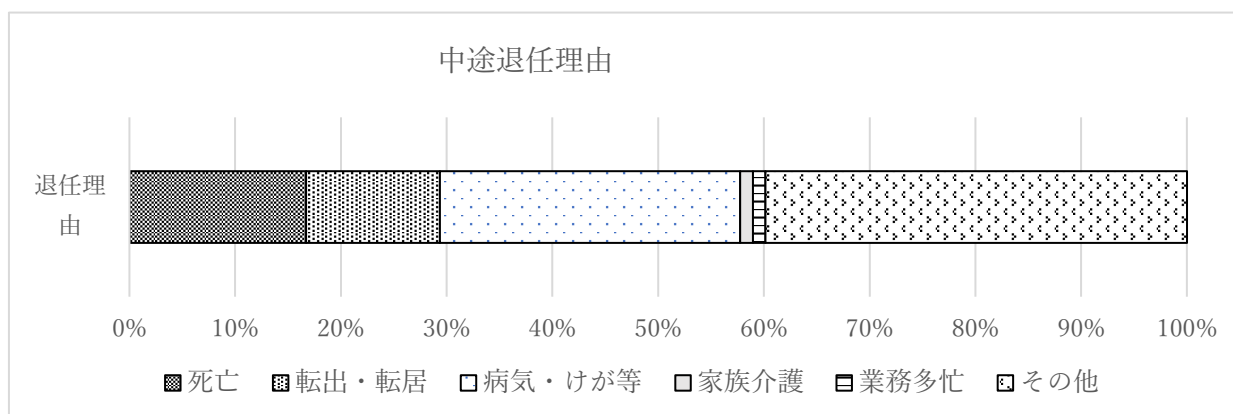
北海道の統計（函館市、旭川市、札幌市を除く）から、民生委員定数8,499名に対して、3年間で中途退任する委員全体の約5%を占め、さらに、死亡や病気等、やむを得ない事由で中途退任する委員は全体の約3%を占めていることが分かります。令和元年6月末現在の欠員率は全道約3.0%となっており、やむを得ない事由で中途退任する委員する委員の割合と近似値を示しています。つまり、欠員補充をしても、同じ割合で中途退任があることを示しており、現状のまま推移すれば、この欠員率は慢性的に継続することが想定されます。（表12及び図10参照）

【表12：中途退任の理由（平成28年12月～令和元年6月末）】

退任理由	中途退任者数	割合
死亡	70	16.7%
転出・転居	53	12.6%
病気・けが等	119	28.4%
家族介護	5	1.2%
業務多忙	5	1.2%
その他	167	39.9%
合計	419	

※上記統計には中核市である函館市、旭川市の実績は含まないため、道民児連の統計データとの差異が生じている

【図10：中途退任の理由（平成28年12月～令和元年6月末）】



(2)引継ぎと退任者数の関係性

ここで、新任委委員への引継ぎマニュアル等の有無や引継ぎ方法と、退任者の傾向をみていきます。基本的に引継ぎは、新任委員に対して行われるものであることを踏まえ、活動等へのモチベーションが保てなくなった仮定した早期退任者の動向に着目しました。平成 28 年 12 月一斉改選において、75 歳未満かつ在任期間 3 年以下（1 期以下）で退任している委員がいる単位民児協を抽出し、引継ぎマニュアルの有無等や引継ぎの実施方法が退任傾向にどのような影響があるのかを、全体統計との比較により整理します。

《データサンプル抽出条件》

- 平成 28 年 12 月一斉改選において、75 歳未満、かつ、在任期間 3 年以下で退任した委員がいる単位民児協

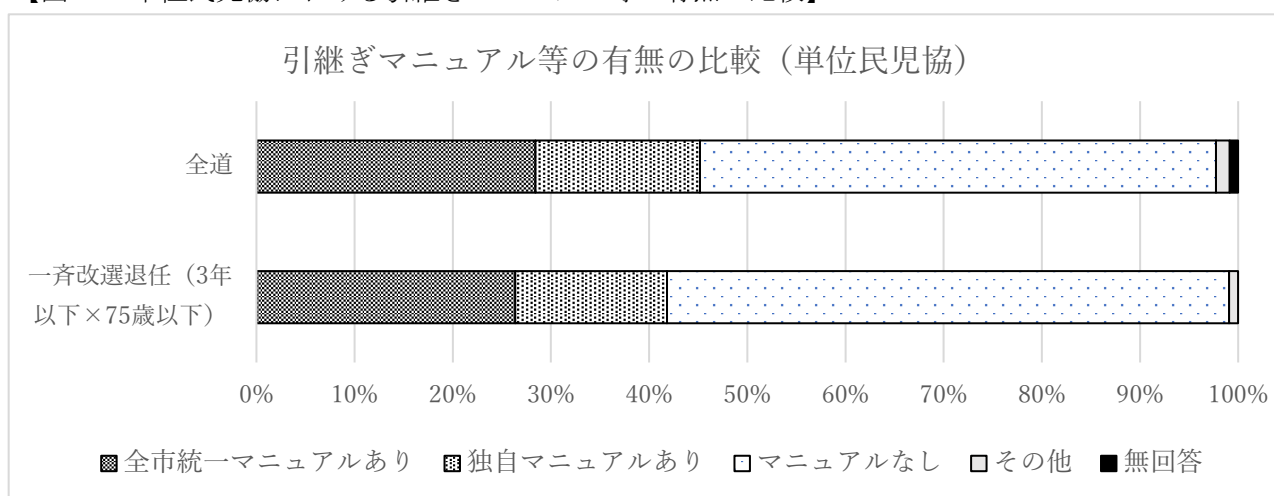
◇引継ぎマニュアルや要領の有無

前述の条件により、該当する民児協を抽出し集計した結果、表 13 および図 11 の結果となりました。一斉改選において、在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協において、引継ぎマニュアル等を整備しているのは41.8%となり、全道の統計と比較すると3.3ポイント低い結果となりました。決して大きな差異とは言えませんが、新任委員就任時の引継ぎマニュアル等の有無は、3年後の一斉改選に若干の影響があるものと考えられます。(表 13 及び図 11 参照)

【表 13：単位民児協における引継ぎマニュアル等の有無の比較】

内 容	全 道	一斉改選退任(3年 以下×75歳未満)
ア. 全市統一のマニュアル(要領)がある	100 (28.4%)	29 (26.4%)
イ. 単位民児協独自でマニュアル(要領)がある	42 (11.9%)	15 (13.6%)
ウ. 全市統一のマニュアルが示されているも、単位民児協でも独自でマニュアル(要領)がある	17 (4.8%)	2 (1.8%)
エ. マニュアル(要領)はない	185 (52.6%)	63 (57.3%)
オ. その他	5 (1.4%)	1 (0.9%)
無回答	3 (0.9%)	0 (0.0%)
合 計	352	110

【図 11：単位民児協における引継ぎマニュアル等の有無の比較】



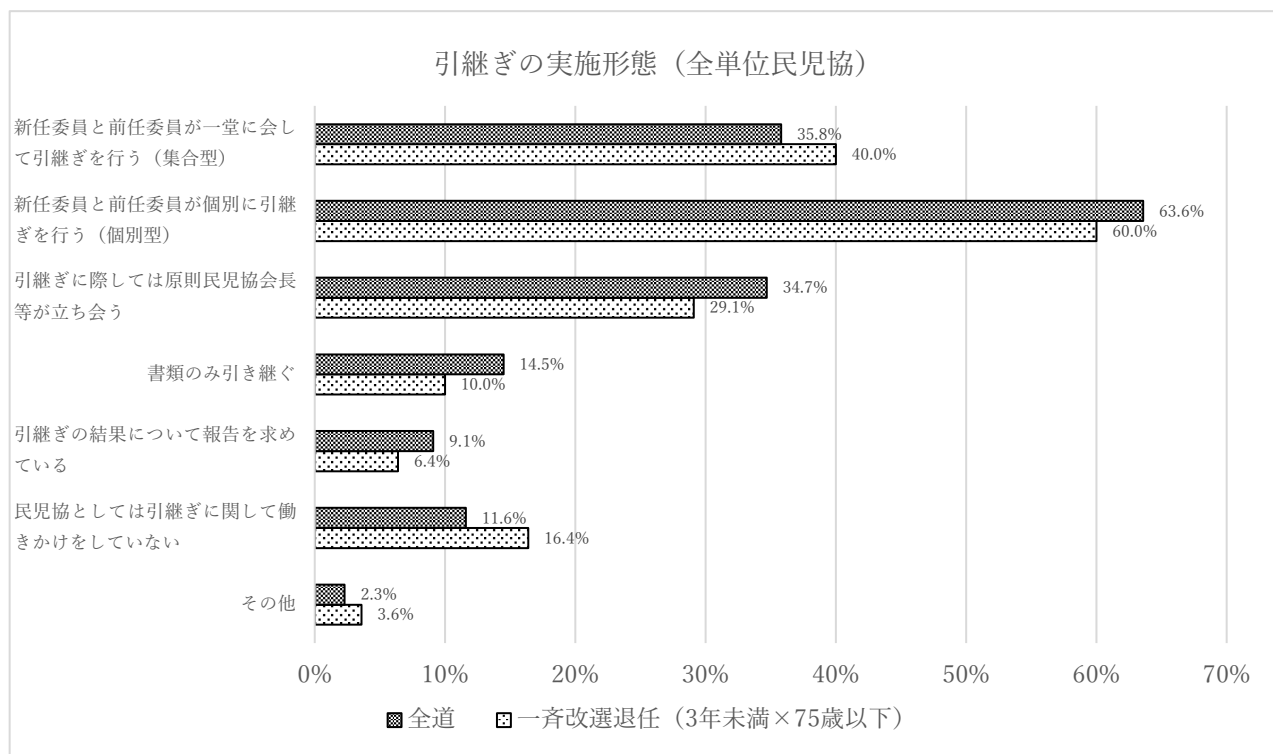
◇引継ぎの実施形態について

前述の条件により、該当する民児協を抽出し集計した結果、表 14 および図 12 の結果となりました。一斉改選において在任期間 3 年以下かつ 75 歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、早期中途退任者がいる民児協は、引継ぎへの会長等が立ち会うの割合が 5.6 ポイント低く、引継ぎへの働きかけをしていない割合が 4.8 ポイント高いことが分かりました。前述の引継ぎマニュアルの有無と同様に決して大きな差異とは言えませんが、民児協としての引継ぎに関する働きかけは、一斉改選時の早期退任者に影響を与える可能性があることが分かります。(表 14 及び図 12 参照)

【表 14：単位民児協における引継ぎの実施形態（複数回答）の比較】

内 容	全 道	一斉改選退任(3年 以下×75歳未満)
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集合型）	1 2 6 (35.8%)	4 4 (40.0%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）	2 2 4 (63.6%)	6 6 (60.0%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長（または副会長）が立ち会う	1 2 2 (34.7%)	3 2 (29.1%)
エ. 書類のみ引き継ぐ（会長経由の書類引き継ぎも含む）	5 1 (14.5%)	1 1 (10.0%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	3 2 (9.1%)	7 (6.4%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない（引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている）	4 1 (11.6%)	1 8 (16.4%)
キ. その他	8 (2.3%)	4 (3.6%)
合 計	6 0 4	6 0 4

【図 12：単位民児協における引継ぎの実施形態（複数回答）の比較】



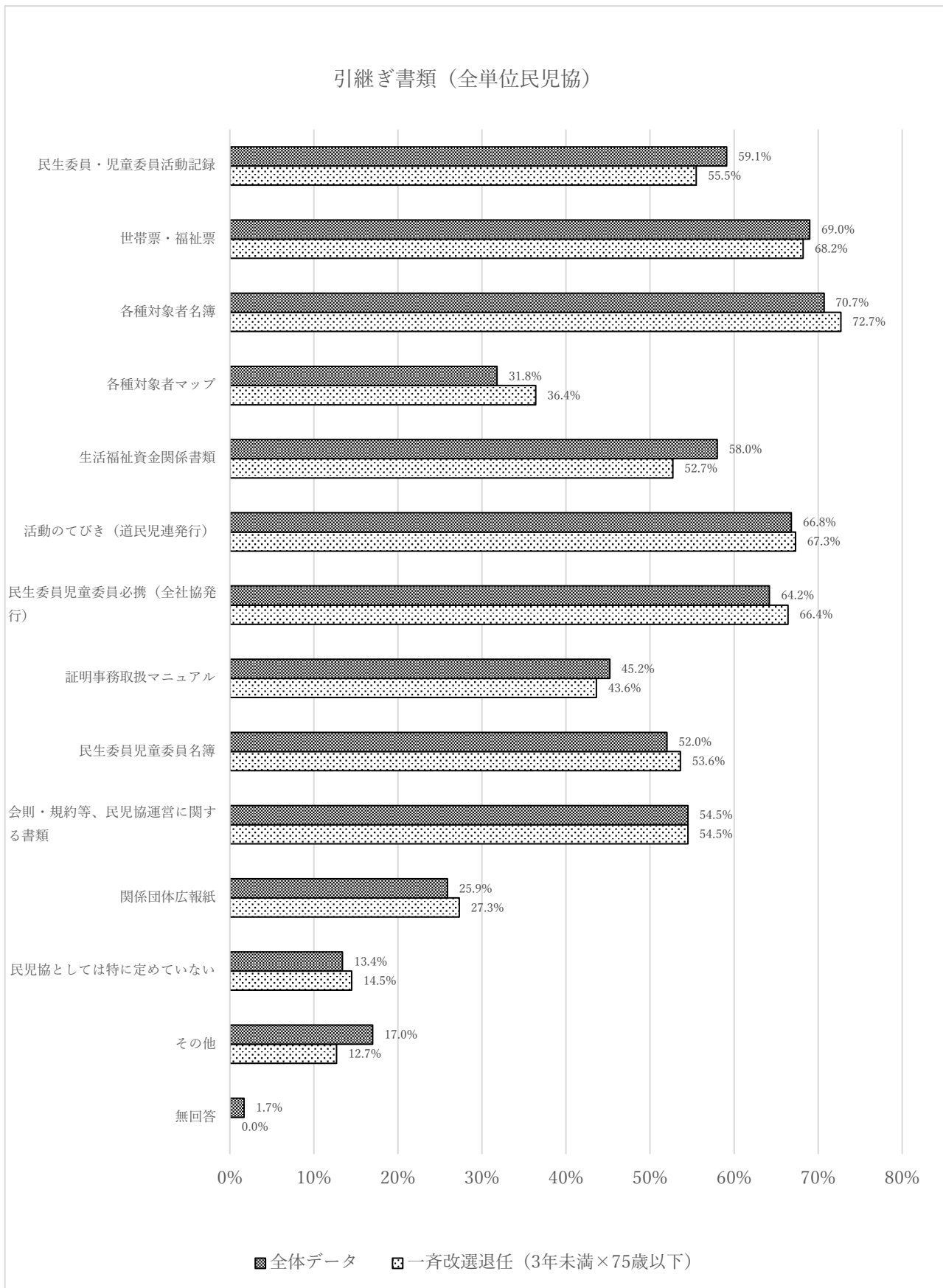
◇引継ぎ書類について

前述の条件により、該当する民児協を抽出し集計した結果、表 14 および図 12 の結果となりました。一斉改選において在任期間 3 年以下かつ 75 歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、双方に大きな差異がないことが分かりました。引継ぎ書類の内容については、委員の早期退任には、ほぼ影響がないと考えられます。(表 14 及び図 12 参照)

【表 14：単位民児協における引継書類（複数回答）の比較】

内 容	全 道	一斉改選退任(3年以 下×75歳未満)
ア. 民生委員・児童委員活動記録	208 (59.1%)	61 (55.5%)
イ. 世帯票(福祉票)・児童票等	243 (69.0%)	75 (68.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支 援対象者名簿	249 (70.7%)	80 (72.7%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	112 (31.8%)	40 (36.4%)
オ. 生活福祉資金関係書類(借受世帯援助記録表、生活福 祉資金ガイド他)	204 (58.0%)	58 (52.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき(道民児連発行)	235 (66.8%)	74 (67.3%)
キ. 民生委員児童委員必携(全社協発行)	226 (64.2%)	73 (66.4%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	159 (45.2%)	48 (43.6%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	183 (52.0%)	59 (53.6%)
コ. 会則・規約、予算決算、事業計画等、民児協運営に関 係する書類	192 (54.5%)	60 (54.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	91 (25.9%)	30 (27.3%)
シ. 民児協としては特に定めていない	47 (13.4%)	16 (14.5%)
ス. その他	60 (17.0%)	14 (12.7%)
無回答	6 (1.7%)	0 (0.0%)

【図 12：単位民児協における引継書類（複数回答）の比較】



5. 本調査結果の全体的なまとめ

本調査結果ならびに平成28年一斉改選の退任傾向を以下のとおりまとめます。

◇単位民児協における引継ぎについて

- ・全体の45.1%の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアル等が存在する。
- ・市の単位民児協の62.0%が引継ぎマニュアル等を整備していることに対し、町村の単位民児協では3.9%の整備に留まっている。
- ・対象となる新任委員の人数により、個別型や集合型など、その実施形態を変えて行われる実態がある。
- ・市の単位民児協では約半数が、引継ぎに際して会長等が立ち会うのに対し、町村の単位民児協では大多数が立ち会いをしていない。
- ・全体の11.6%の民児協が引継ぎに関して働きかけをしていない。
- ・新任委員へ引継ぎされる書類で最も多いのは各種対象者名簿。
- ・引継ぎ書類を具体的に定めていない民児協は全体の13.4%。
- ・引継ぎに関して一切の取り組みを行っていない民児協は全体の5.1%

◇市連合民児協における引継ぎについて

- ・市連合民児協のうち、58.3%は何らかの形態で引継ぎマニュアル等が存在する。
- ・複数民児協を設置している市のうち、統一形態で引継ぎを実施しているのは25%。約7割は単位民児協によって引継ぎの形態が異なる。
- ・市連合民児協により引継ぎ書類を示しているも、単位民児協ではそれよりも多種の書類を引き継いでいる実態がある。

◇退任者の状況

- ・平成28年12月の一斉改選により退任した委員は1,957名。前回改選時から令和元年6月末時点で中途退任した委員（死亡も含む）は500名。
- ・一斉改選により退任した委員のうち、在任期間2期以下の割合は31.4%。中途退任では42.3%。在任期間の短期化が“なり手不足”の要因になっていると考えられる。
- ・一斉改選では6割以上が75歳未満で退任している。
- ・年齢が低いほど、在任期間1期以下で退任する委員の割合が高い。
- ・40代、50代に就任した委員は在任期間が長期化の傾向にある。65歳を超えて就任した委員のうち、半数は2期以下で退任している。
- ・中途退任者のうち、死亡も含め、病気やケガ等、やむを得ない理由により退任する委員の割合は6割を超える。
- ・やむを得ない理由により中途退任する委員は、3年間で定数に対する割合は約3.0%。現行の欠員率とほぼ同数値であり、このことが欠員慢性化の原因になっている可能性が高い。

◇引継ぎマニュアルの有無等が委員の早期退任に与える影響

- ・75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協は、引継ぎマニュアル等の整備率がやや低い。
- ・引継ぎの実施形態に関して、75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、会長等の役員が引継ぎに立ち会う割合が比較的低い。
- ・75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、16.4%が民児協として、引継ぎの働きかけをしていない実態がある。
- ・引き継がれる書類の内容については、委員の早期退任に与える影響がない。

調査の結果、引継ぎマニュアル等の有無に関して、早期退任者のいる単位民児協と、そうではない民児協の差異はわずかなものであり、明確に影響を与えているとは言い難い結果となっています。しかしながら、早期退任者がいる単位民児協はマニュアル等の整備率がやや低いことは確認できました。

統計的には、一斉改選時では75歳未満の退任が約1,200名、中途退任では、「その他」の事由による退任が約160名いることが示されています。これらの退任者に関して委員の就任継続が可能であったという意味では、欠員率の上昇に大きな影響を与えているものと考えられます。

また、3年間で約3%の委員が中途退任せざるを得ない現状を鑑みると、一斉改選時のみ新任候補者を発掘するのではなく、日常的な民児協の取り組みとして地域にアンテナを伸ばし、適任者（候補者）の確保に努める取り組みが必要なのかもしれません。

以上のことから、一斉改選のみならず、日常的に委員の交代があるという前提で考えると、新任委員に対する引継ぎを体系化しておくことが重要であると言えます。